

平成 27 年度 定期監査結果措置状況等通知書

別海町代表監査委員 様

通知年月日 平成 30 年 6 月 8 日

別海町長 曾 根 興 三

定期監査実施期間 平成 27 年 11 月 18 日から 12 月 1 日
結果報告書提出日 平成 28 年 1 月 21 日

監査の結果（指摘事項等）	措置等の状況
	【回答部署名】検討又は改善の内容
(1) 《予算執行計画及び資金計画について》 本監査の実施に当たり事前提出を求めた「予算執行計画書」及び「資金計画書」（別海町財務会計規則第12条1項・2項）が作成されていないことが確認された。これらの書類に代えて、「収入予定額調書」及び「支出予定額調書」を会計管理者に送付しており、歳入歳出に係る執行予定を明らかにする目的は達せられているが、規則が遵守されていない状況にあるので規則の見直し等も含め実態と整合するよう改善されたい。	【財政課】 平成 30 年 5 月 7 日付けで別海町財務会計規則を改正し、指摘事項について改善しました。
(2) 《資金前渡による支払い及び資金の保管について》 別海町財務会計規則第 60 条から第 66 条の規定により、資金前渡による支払いが認められているが、交付を受けた前渡資金の大半を 3 か月後に戻入している事例が複数見受けられた。これは、第 62 条第 1 項第 1 号の限度額に関する規定「常時の費用に係る経費毎 3 月分の額」を準用しているものと思われるが、上記のようなケースは常時の費用とは認められないので、前渡の必要性も含め検討し、改められたい。 また、前渡資金の保管状況の聴き取り結果では、対象のすべてで出納室金庫や課所管の金庫に保管されており、規則第 64 条を遵守していない状況であるが、即時現金で支払わなければならない等の目的を考慮すると、規定のとおり金融機関に預入れることが合理的であるのか疑問が残るところであり、このことについても規則と実態が整合するよう改善されたい。	【財政課】 交付を受けた前渡資金の大半を戻入していた案件のうち、車両管理担当の駐車場等使用料及び町民課の葬祭費については、都度必要に応じて前渡する形に改善しました。 また、町長交際費及び教育長交際の前渡についても「常時の費用に係る経費 3 か月の所要見込額」となるよう執行状況を踏まえて改善しました。今後も定期的な見直しを行い適切な額となるよう努めていきます。 併せて、前渡資金の保管方法についても、平成 30 年 5 月 7 日付けで別海町財務会計規則を改正し、指摘事項について改善しました。